

企 画 競 争 説 明 書

令和元年度海洋プラスチックごみに関する国
際動向調査及び対応方針検討等に係る
委託業務

環 境 省

令和元年度海洋プラスチックごみに関する国際動向調査及び対応方針検討等に係る
委託業務に関する企画書募集要領

1 総則

令和元年度海洋プラスチックごみに関する国際動向調査及び対応方針検討等に係る委託業務に関する企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本業務の内容は、別添資料3「令和元年度海洋プラスチックごみに関する国際動向調査及び対応方針検討等に係る委託業務の企画書作成事項」のとおりとする。

3 予算額

業務の予算総額は、14,953千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中でないこと。
- (4) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」において、企画書等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (5) 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

5 企画書募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付先
東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎第5号館3階）
環境省地球環境局
TEL：03-5521-8243（内線7722） FAX：03-3581-3423
- (2) 受付方法
持参又はFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。
- (3) 受付期間
令和元年8月14日（水）までの10時00分～17時00分
（持参の場合は12時00分～13時00分を除く。）
- (4) 回答
令和元年8月15日（木）17時00分までに、企画競争参加者に対してFAXにより行う。

6 企画書等の提出書類、提出期限等

- (1) 提出書類（別添様式）
 - ① 企画書
 - ② 経費内訳書
本業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）

む。)を記載した内訳書

③ 提出者の概要(会社概要等)が分かる資料

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和元年8月23日(金) 17時00分

② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先

5(1)に同じ

③ 提出部数

ア (1)① 5部

イ (1)② 5部

ウ (1)③ 2部

④ 提出方法

持参又は郵送(提出期限必着)による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時00分から17時00分まで(12時00分~13時00分は除く)とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「令和元年度海洋プラスチックごみに関する国際動向調査及び対応方針検討等に係る委託業務企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。

ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 提出された企画書等は、環境省において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合がある。

ケ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

7 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る(資格要件に係る提出書類及び)企画書等については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約する旨を明記すること。

8 審査の実施

(1) 審査は、「令和元年度海洋プラスチックごみに関する国際動向調査及び対応方針検討等に係る委託業務の企画書等審査の手順」(別添資料1)及び「令和元年度海洋プラスチックごみに関する国際動向調査及び対応方針検討等に係る委託業務に関する企画書等審査基準及び採点表」(別添資料2)に基づき、提出された企画書等について

行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。

(2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

9 契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続の完了までは、環境省との契約関係を生ずるものではない。

支出負担行為担当官である環境省地球環境局長は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

◎添付資料

(別紙) 暴力団排除に関する誓約事項

(別添様式) 企画書等の提出について

(別添資料1) 企画書等審査の手順

(別添資料2) 企画書等審査基準及び採点表

(別添資料3) 業務の概要及び企画書作成事項

(参考) 契約書(案)

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）、ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(別添様式)

令和 年 月 日

環境省地球環境局長 殿

所在地

商号又は名称

代表者役職氏名

印

令和元年度海洋プラスチックごみに関する国際動向調査及び対応方針検討等に係る
委託業務に係る企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、企画書等の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- 1 企画書
- 2 経費内訳書
- 3 会社概要等

(担当者)

所属部署：

氏 名：

TEL/FAX：

E-mail：

(別添資料1)

令和元年度海洋プラスチックごみに関する国際動向調査
及び対応方針検討等に係る委託業務の企画書等審査の手順

1 企画書等審査委員会による審査

地球環境局内に設置する「令和元年度海洋プラスチックごみに関する国際動向調査及び対応方針検討等に係る委託業務に関する企画書等審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書等審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について、審査を行う。

企画書等審査委員会の構成

委員長	地球環境局総務課長
委員	地球環境局国際連携課長
	地球環境局国際連携課 企画官
	地球環境局国際連携課 課長補佐
	地球環境局国際連携課 係員

*委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課（室）の者を代理として出席させることができる。

2 企画書等の審査方法

(1) 「令和元年度海洋プラスチックごみに関する国際動向調査及び対応方針検討等に係る委託業務に関する企画書等審査基準及び採点表」（別添資料2）に基づき、各委員ごとに採点する。

【採点基準】	5点満点	10点満点	15点満点
・秀	5点	×2	×3
・優	4点		
・良	3点		
・準良	2点		
・可	1点		
・不可	0点		

(2) (1)の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「秀」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「秀」の数と同数の場合は、「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「良」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3 契約委員会による契約候補者の確定

企画書等審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を契約委員会へ報告し、契約委員会において契約候補者を確定する。

令和元年度海洋プラスチックごみに関する国際動向調査及び対応方針検討等に係る委託業務
に関する企画書等審査基準及び採点表

委員名： _____

提案者名： _____

企画書作成事項		審査項目	審査基準	配点		得点
1	業務に対する理解度 (別紙様式A)		海洋プラスチックごみに関する国際的な約束、専門的知識の有無と理解度について評価する。	15	15	
2	業務実施方法等の提案 (別紙様式B)	仕様書(骨子)2(1)海洋プラスチックごみに関する国際動向調査	海洋プラスチックごみに関する国際動向調査において、その調査内容が具体的かつ実現可能であり、業務目的を達成する上で、多種多様な方法があるなか、最も効果的かつ効率的な実施方法が提案されており、その理由が明確であることを評価する。さらに、業務目的達成するための追加の提案等があれば評価する。	15	30	
		仕様書(骨子)2(2)過去の類似事例の調査	過去の類似事例の調査について、その調査方法が効果的かつ実現可能であること、また、業務目的を達成する上で、多種多様な方法があるなか、最も効果的かつ効率的な実施方法が提案されており、その理由が明確であることを評価する。さらに、業務目的達成するための追加の提案等があれば評価する。	15		
3	業務実施フロー (別紙様式C)	業務遂行の確実性	業務が無理なく実施できるかどうかについて評価する。	10	10	
4	業務実施体制 (別紙様式D-1, 2)	配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等	管理技術者が本業務に従事する十分な時間があると認められ、かつ、提案業務分野に高い専門性を有していること。	5	15	
		業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等	適切な役割分担等により業務執行体制が構築され、効果的な業務遂行のための必要な協力が得られる体制を構築していることを評価する。	10		
5	業務実績 (別紙様式E)	過去に5年間における海外での海洋プラスチックごみに関連する調査や案件形成、国際機関との連携や海洋プラスチックごみに関する国際交渉支援業務の実績	左記業務実績が2件以上あれば1点とし、以降は件数や業務概要に応じて加点する。	5	5	

令和元年度海洋プラスチックごみに関する国際動向調査及び対応方針検討等に係る委託業務
に関する企画書等審査基準及び採点表

委員名：

提案者名：

企画書作成事項	審査項目	審査基準	配点		得点	
6	組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況(別紙様式F)	事業者の経営における事業所(本社等)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。又は現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所(本社等)において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等(写)を添付すること。	事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、環境マネジメント認証取得があるか。又は過去に認証を受けたことがあり、現在事業所(本社等)において環境マネジメントシステムを継続しているか。1つでもあれば加点(5点)する。		5	5
7	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況(別紙様式G)(環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業については、評価項目から除くこと)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という)に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。	女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定等) ・1段階目(※1) 2点 ・2段階目(※1) 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画(※2) 1点 ※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)が努力義務により提出し、企画書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。 次世代法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定) ・くるみん認定 2点 ・プラチナくるみん認定 4点 若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。		5	5
8	見積価格・積算内訳(経費内訳書)	提案内容に対する価格の妥当性及び経費内訳の妥当性を評価する。		5	5	
合 計				90	点	

注1) 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

注2) 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

(5点満点の場合)

- ・秀 5点
- ・優 4点
- ・良 3点
- ・準良 2点
- ・可 1点
- ・不可 0点

(10点満点の場合)

- ・秀 10点
- ・優 8点
- ・良 6点
- ・準良 4点
- ・可 2点
- ・不可 0点

(15点満点の場合)

- ・秀 15点
- ・優 12点
- ・良 9点
- ・準良 6点
- ・可 3点
- ・不可 0点